

食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）
（抜粋）

第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的発展に関する施策

(3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

② 人材の育成・確保等

イ 農村を支える女性への支援と高齢農業者の活動の促進

農業人口の過半を占め、農業や地域の活性化で重要な役割を果たしている農村女性の農業経営への参画や、地域資源を活用した加工や販売等に進出する女性の起業活動を促進する。また、女性の地域社会への一層の参画を図るため、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進するとともに、政府の男女共同参画に関する目標の達成に向け、農業協同組合の女性役員や女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及啓発等を実施する。(以下略)